

墨田区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月17日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第2号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 2 保健衛生・環境関係の部中81の項を86の項とし、80の項を85の項とし、79の2の項を84の項とし、65の項から79の項までを4項ずつ繰り下げ、64の項を66の項とし、同項の次に次のように加える。

67	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第45条第1項及び第2項の規定に基づく高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可証の書換え交付	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証書換え交付手数料	1件につき 2,400円	書換え交付申請のとき。
68	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条第1項及び第2項の規定に基づく高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可証の再交付	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証再交付手数料	1件につき 3,400円	再交付申請のとき。

別表 2 保健衛生・環境関係の部中63の項を65の項とし、62の項の次に次のように加える。

63	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請手数料	1件につき 34,100円	許可申請のとき。
64	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第2項の規定に基づく高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可更新申請手数料	1件につき 12,400円	更新申請のとき。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部1の項中「が建築基準法第6条第5項の構

造計算適合性判定を求めなければならないものは、1建築物につき、その額に」を
「に、建築基準法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書の規定によ
り特定建築基準適合判定資格者である建築主事が行う、建築基準法施行令（昭和25
年政令第338号）第9条の3に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算
基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）に係る部
分が含まれている場合においては、特定建築基準適合審査を行う部分ごとに」に、
「移転する」を「同一敷地内において移転する」に、「移転し」を「同一敷地内にお
いて移転し」に、「当該建築物の床面積の合計及び構造計算方法に応じ、次に掲げる
各号のア又はイの額」を「特定建築基準適合審査を行う部分の床面積に応じ、次に掲
げる額」に、

「				<p>(1) 1,000平方メートル以内のもの ア 構造計算適合性判定が、建築基準法第20条第2号イに規定するプログラム又は同条第3号イに規定するプログラム（以下「大臣認定プログラム」という。）により行われたもの 111,000円 イ 構造計算適合性判定が、大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの 159,000円</p> <p>(2) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの ア 構造計算適合性判定が、大臣認定プログラムにより行われたもの 1</p>	
---	--	--	--	---	--

37,000円

イ 構造計算適合性
判定が、大臣認定
プログラム以外の
方法により行われ
たもの 212,
000円

(3) 2,000平方メ
ートルを超え、10
000平方メートル
以内のもの

ア 構造計算適合性
判定が、大臣認定
プログラムにより
行われたもの 1
50,000円

イ 構造計算適合性
判定が、大臣認定
プログラム以外の
方法により行われ
たもの 243,
000円

(4) 10,000平方
メートルを超え、5
0,000平方メー
トル以内のもの

ア 構造計算適合性
判定が、大臣認定
プログラムにより
行われたもの 1
90,000円

イ 構造計算適合性
判定が、大臣認定
プログラム以外の
方法により行われ
たもの 322,
000円

(5) 50,000平方
メートルを超えるも
の

ア 構造計算適合性
判定が、大臣認定
プログラムにより
行われたもの 3

			22,000円 イ 構造計算適合性 判定が、大臣認定 プログラム以外の 方法により行われ たもの 590, 000円
--	--	--	--

を

			(1) 1,000平方メ ートル以内のもの 156,000円 (2) 1,000平方メ ートルを超え、2, 000平方メートル 以内のもの 209 000円 (3) 2,000平方メ ートルを超え、10 000平方メートル 以内のもの 240 000円 (4) 10,000平方 メートルを超え、5 0,000平方メー トル以内のもの 3 19,000円 (5) 50,000平方 メートルを超えるも の 587,000 円
--	--	--	---

に改める。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部6の項中「第18条第15項」を「第18条第17項」に、「建築する場合」を「建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）」に、「移転し」を「同一敷地内において移転し」に、「模様替をする」を「模様替をした」に改め、同部7の項及び8の項中「第18条第15項」を「第18条第17項」に改め、同部9の項中「第18条第15項」を「第18条第17項」に、「建築する場合」を「建築した場合（同一敷地内において移転した場合を

除く。）」に、「移転し」を「同一敷地内において移転し」に、「模様替をする」を「模様替をした」に改め、同部10の項中「第18条第15項」を「第18条第17項」に改め、同部11の項から13の項までの規定中「第18条第18項」を「第18条第20項」に改め、同部14の項中「第7条の6第1項第1号又は第18条第22項第1号」を「第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号」に、「仮使用の承認」を「仮使用の認定」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に、「承認申請の」を「認定申請の」に改め、同部31の項の次に次のように加える。

31 の2	建築基準法第60条の3第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区内の建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円	許可申請のとき。
----------	--	---------------------------------------	----------------	----------

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部32の項中「第67条の2第3項第2号」を「第67条の3第3項第2号」に改め、同部32の2の項中「第67条の2第5項第2号」を「第67条の3第5項第2号」に改め、同部32の3の項中「第67条の2第9項第2号」を「第67条の3第9項第2号」に改め、同部46の3の項の次に次のように加える。

46 の4	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	建築物の移転認定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請のとき。
----------	--	---------------	---------------	----------

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部60の項中

			(2) 申請に係る計画が、区長が指定する者による技術的審査を受けていないもの 47,000円	
--	--	--	---	--

を

			(2) 申請に併せて住宅	
--	--	--	--------------	--

の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項の設計住宅性能評価書（同法第5条第1項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第81条第2項第1号口の限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。以下「設計住宅性能評価書」という。）が提出されたもの
1
6,000円
(3) (1)及び(2)以外のもの
47,000円

に改め、同部61の項中「又は(2)」を「、(2)又は(3)」に、

- (2) 申請に係る計画が、
区長が指定する者による技術的審査を受けていないもの
ア 100平方メートル以内のもの
47,000円
イ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
109,000円
ウ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル

			ル以内のもの 1 75,000円 エ 1,000平方 メートルを超え、 2,500平方メ ートル以内のもの 345,000 円 オ 2,500平方 メートルを超え、 5,000平方メ ートル以内のもの 617,000 円 カ 5,000平方 メートルを超え、 10,000平方 メートル以内のも の 1,062, 000円	
--	--	--	--	--

を

「

			(2) 申請に併せて設計 住宅性能評価書が提 出されたもの ア 100平方メー トル以内のもの 16,000円 イ 100平方メー トルを超え、50 0平方メートル以 内のもの 57, 000円 ウ 500平方メー トルを超え、1, 000平方メート ル以内のもの 9 2,000円 エ 1,000平方 メートルを超え、 2,500平方メ ートル以内のもの 172,000	
--	--	--	--	--

円

オ 2,500平方
メートルを超え、
5,000平方メ
ートル以内のもの
295,000

円

カ 5,000平方
メートルを超え、
10,000平方
メートル以内のも
の 455,00
0円

(3) (1)及び(2)以外のもの

ア 100平方メー
トル以内のもの
47,000円

イ 100平方メー
トルを超え、50
0平方メートル以
内のもの 109
000円

ウ 500平方メー
トルを超え、1,
000平方メート
ル以内のもの 1
75,000円

エ 1,000平方
メートルを超え、
2,500平方メ
ートル以内のもの
345,000

円

オ 2,500平方
メートルを超え、
5,000平方メ
ートル以内のもの
617,000

円

カ 5,000平方
メートルを超え、
10,000平方
メートル以内のも

			の 1,062,000円	
--	--	--	--------------	--

に改め、同部62の項中

			(2) 申請に係る計画が、 区長が指定する者による技術的審査を受けていないもの 47,000円	
--	--	--	--	--

を

			(2) 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出されたもの 16000円 (3) (1)及び(2)以外のもの 47,000円	
--	--	--	---	--

に改め、同部63の項中「又は(2)に」を「、(2)又は(3)に」に、「又は(2)アからカまで」を「、(2)アからカまで又は(3)アからカまで」に改める。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部69の項の次に次のように加える。

69 の2	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円	許可申請のとき。
----------	---	--	----------------	----------

付 則

この条例中別表 2 保健衛生・環境関係の部の改正規定並びに同表 3 建築・都市計画・土木関係の部に31の2の項を加える改正規定、同部60の項から63の項までの改正規定及び同部に69の2の項を加える改正規定は平成27年4月1日から施行し、その他の改正規定は同年6月1日から施行する。